

前文について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

安達武雄様から頂いたご意見

倫理規定案についての意見を述べます。要点は公衆の安全だけでなく、「健康、福利」を追加することにあります。

前文5行目に以下を追加・修正する：

を遵守し、“公衆の安全、健康、および福利”を確保する。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

“公衆の安全、健康、および福利”とせよ、とのご意見ですが、ここではこれらを広義の安全に含めて理解しています。

柴山哲男様から頂いたご意見1

「大きな災禍も招く可能性があること」の前に「適正な処理を欠いた場合」または「取扱を誤った場合」等の字句を入れた方が良い。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

委員会での検討では、「大きな災禍をも招く可能性があること」に変更し、そうなることもありうることを強調しました。もちろんそうなるのは「適正な処理を欠いた場合」ですが、説明を加えていきますと長くなりますので、会員が言葉を補って読むことにしたいと存じます。

柴山哲男様から頂いたご意見2

「法令・規則を遵守し、安全を確保する」を例えば「法令・規則を遵守するのみならず、更に積極的に安全を確保するよう努力する」等とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

これもご指摘の通りとは思いますが、長くなりますので、会員が言葉を補って読むことにしたいと存じます。

宅間正夫様から頂いたご意見1

「原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、<極めて稀といえども>大きな災禍も招く可能性<リスク（or 危険性）>があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。」とする。

理由：「可能性」は積極的に起こるイメージを与えそうなので「リスク」もしくは「危険性」の方がよくないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでお

ります。「極めて稀といえども」も同じ理由で不用と考えます。

宅間正夫様から頂いたご意見 2

「そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の行為に誇りと責任を持つとともに<常に自らを省み>、社会における調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。」とする。

理由：「誇りと責任」は恣意とおごりにつながりかねないので常に「自省」とペアであるべき。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご意見を拝承し、付け加えることに致しました。なお、原文にありました「理解を得る」につきましては別の方から「理解をするかしないかは、社会側の評価の問題であり、理解をおしつけるべきではない。」とのご意見があり、削除しました。

匿名希望E様から頂いたご意見

前文第2段落2行目「社会における調和と理解を得るよう努め、」を「社会における調和を図るよう努め、」に改める。

（理由）

理解をするかしないかは、社会側の評価の問題であり、理解をおしつけるべきではない。もちろん、原子力活動に関与する者には、依然として高い使命感を維持することが求められ、その活動が社会に理解されることは重要である。しかし、理解されるかどうかは、会員の努力の結果であって、倫理規定（案）中に「理解を得るよう」とまで規定するのは、言いすぎである。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

押し付けの表現を改め、ご意見のように「社会における調和を図るよう努め」とします。

殿岡衛様から頂いたご意見 1

前文における「原子力による人類の福祉と持続的発展」ならびに「地域と地球の環境保全」への貢献という表現は、時により、相反することになりはしないか、その場合、この順序で重要なのか、ということについて、どのような検討がされたのかお聞かせいただければ、私の勉強になると思います。（環境倫理と生命倫理の違い？）

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

前文の「原子力による人類の福祉と持続的発展」と「地域と地球の環境保全」の二つが相反することもありうることは委員会でも話題となりました。なお、前文や憲章については項目の順序についても検討がなされています。この順で並べたのはこの順で重要と考えているとお考えになって差し支えございません。

殿岡衛様から頂いたご意見 2

前文の「持続的発展」という表現、行動指針 1 - 3（現在は 1 - 5）における「経済の持続的発展」の持つ「発展」の具体的な意味合いはどのようなものでしょうか。

これらの表現にはなんとなく「人口」や「生産活動」が増加していくという印象が与えられているように感じますが、そうであれば、人類又は経済が発展することを絶対的な善と捉えてよいのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

当初は「経済の持続的発展」と同じ意味で「適正な経済成長」という表現も行動指針（現・行動の手引き）では使っておりました。北岡逸人殿のご指摘で「経済の持続的発展」に統一したという経緯もあります。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたものだそうで、「発展」とは「成長」のように大きくなることだけを意味するものではありません。人類または経済が質的により良いものになっていくことは善だと考えます。

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

吉岡直樹様から頂いたご意見

前文については物足りなさを感じます。倫理規定全般を初めて読んで強く感じたことは外から規制されているということです。規定は形式上、外からの制約的表現とならざるを得ないかもしれませんが、内容は、あくまでも内発的、自発的なものであるべきだと考えます。その意味で、前文には、内発性、自発性を高める表現がもう少し強調されてもいいと思います。その方が外からの強制と言う印象が緩和され、自分が自らの意思でなそうと思っていたことを規定として表現したものだと感じることができ、規定として初めて実効のあるものになると思います。

練れていませんが、前文のはじめの方の文案例を記載します。参考下さい。

“ 20 世紀前半、人類は、原子力という人類がこれまで経験したことのない、従来の百万倍の発生密度を有する新たなエネルギー源を手にした。この原子力は人類に著しい利益をもたらすと共に、大きな災禍をも招く可能性がある。この功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかはひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会員は常に深く認識すると共に、この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命を胸に、原子力による人類の福祉と持続的発展…… ”

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘ありがとうございます。基本的には拝承いたします。ただ、「20 世紀前半、人類は、原子力という人類がこれまで経験したことのない、従来の百万倍の発生密度を有する新たなエネルギー源を手にした。」という文については、エネルギー利用だけを強調することになり放射線利用を軽視することになる、前文をあまり長くするのは避けるべき、等の意見があり、省かせていただきます。また、「使命を胸に」という表現は「使命感を胸に」

という表現に直させていただきます。採用しようとしている前文の最初の部分は次の通りです。

原子力は人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍をも招く可能性がある。功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかは、ひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会会員は常に深く認識するとともに、この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を胸に、原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

匿名希望H様から頂いたご意見

前文3行目：人類の福祉という用語がわかりにくい。技術者の倫理規定では、公衆の安全・健康・福利となっており、この方がわかりやすいのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「福祉」とするか「福利」とするかで委員会内でも意見が分かれていましたが、結局「福祉」のままとすることにしました。委員会としては「福祉」も「福利」も英語では welfare であり、同意語だと考えております。ただ、「福祉」は社会的弱者に対し使われることが多く、それが「人類すべての福祉」というとしっくりこない理由だと思います。一方、福利は「福利厚生」という形で使われることが多く、やや「利」に重点が置かれていると感じる人が多いようです。なお、安全・健康に係る意識も含め題記用語を採用しているとご理解下さい。

匿名希望M様から頂いたご意見 1

前文について：ほんの少量の燃料から莫大なエネルギーを取り出せるという原子力の持つ特質から、なぜ原子力の平和利用が必要なのか(核不拡散等も含む)、の観点からの倫理規定の重要性について、特に解説が必要と考える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

原子力学会の目的は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること（日本原子力学会定款第2条）」ですので、会員は誰も原子力の平和利用の必要性を理解しているものと思います。ただ、必要性の程度や理由まで共通認識に達しているとは思えません。その共通認識を得ることは倫理規程の目的ではなく、そのような解説を倫理規程の中に持ち込むことはそぐわないと思います。ただ、重要なことなので、今後は倫理委員会内で議論して、倫理規程の解説ではもう少し詳しいことを書いていきたいと存じます。なお、新たな核兵器製造を防ぐための核拡散防止の注意は、日本原子力学会会員の義務だと考えられます。そこで<核拡散への注意> 1-3.として次のような条文を加えることを考えております。

会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、

自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。

匿名希望M様から頂いたご意見 2

前文について：原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか、についての解説が必要と考える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「原子力が人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができる」ことこそが原子力の平和利用を進める理由であり、「原子力の開発発展に寄与する（日本原子力学会定款第2条）」ことを目指す会員誰も認めているところだと思います。ただ、「原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか」については、個人的温度差もあるし、詳細認識も異なると思います。統一的な見解に意見を集約させることも不要と考えます。したがって倫理規程の中には書き込みません。ただ、今後は倫理委員会内で議論して、倫理規程の解説ではもう少し詳しいことを書いていきたいと存じます。

（2009年の改訂で前文中に「エネルギーの安定供給や放射線の利用など人類に大きな価値をもたらす」を追記した。）

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

稲村卓様から頂いたご意見

前文のはじめにある、「功罪両面を有する」という文言を削除していただきたいと思います。すでに、その前にある文章で必要かつ十分であると考えからであります。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

「功罪両面を有する」という文言は冗長ではあっても繰り返し強調すべき点だとは考えます。しかし、この文章が前文にあることが多くの会員にとってやや気障りであるために、倫理規程全体を読むことへの躊躇や拒絶の反応があることも問題だと考えました。そこで今回の改訂では、行動の手引で「原子力利用の基本方針」や「平和利用の限定」、「核拡散への注意」等を記載していることを踏まえ、次のように文章を変えることと致しました。

我々日本原子力学会会員は、原子力技術が人類に著しい利益をもたらすだけでなく、大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を抱き、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

匿名希望P様から頂いたご意見 1

「大きな災禍をも招く可能性がある。」について

この書き方では、「単に可能性がある。」だけのように聞こえますが、単なる「可能性」ではなく、過去に実際に、原爆も原子力事故もありました。この書き方は、「現実にあった災

禍」を他人事と考えているように感じさせてしまいます。過去の事例を重く受け止めてい
ることが伝わるような表現に替えた方がいいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご意見に対し、より適切な表現の検討をいたしました。結論として、表現の変更はしな
いことといたしました。

原子力が既に大きな災禍を招いたことがあることは誰しもがよく認識していることです。
「大きな災禍をも招く可能性がある。」としているのは、その事実を無視したり他人事と考
えているではありません。むしろ今後も起こりうるということを強調するため
です。前文はできるだけ短いものとしたいため、重要なことは重複していても記述しますが、
不要と考えたことはできるだけ省いております。この点どうかご理解をお願いします。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 再回答）

前文に関しては前回ご回答いたしましたように短い表現としておきたいため、そのままと
させていただきます。ただご指摘の点は重要ですので、行動の手引では対応いたします。
具体的には、行動の手引 2 - 1 . に次の下線部を書き加えました。なお、これに伴い文章
の前半も見直しております。

<安全確保の努力>

2 - 1 . 会員は、たとえ平和利用であっても、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全
を脅かす可能性があることをよく理解し、過去の原子力災禍がもたらした影響を今後の
教訓として深く認識し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

匿名希望 P 様から頂いたご意見 2

「原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を
希求する。」について

「原子力による地域と地球の環境保全への貢献」とは、何を意味しているのでしょうか。「地
球の環境保全への貢献」とは、「発電過程の二酸化炭素の発生抑制」を指していると思われ
ますが、原子力発電によって生じる放射性廃棄物の環境影響を過小評価しているように感
じます。「地域の環境保全への貢献」とは、具体的に何を指しているのかわかりません。こ
れまでを考えると、鳥取のウラン残土のような「環境汚染」の例しか思いつきません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

「原子力による地域と地球の環境保全への貢献」には「発電過程の二酸化炭素の発生抑制」
も含まれますが、そのような既に貢献の方法がわかっているものだけを意味しているの
ではありません。行動の手引 1 - 4 . (現在は 1 - 5) にもありますように、人類の生存の質
の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、ご指
摘の放射性廃棄物の影響を含む環境の保全という課題をと共に達成することが必要ですが、
それに至る道筋は容易ではありません。大型水力、大型火力建設によって生じる環境破壊
の抑制、発電過程の二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物の発生抑制、風力発電による騒
音の抑制など相対的な環境保全以外の、我々が見出しえていない道筋も含めて、会員は原

子力による地域と地球の環境保全に貢献すべきだと考えています。

匿名希望P様から頂いたご意見3

「社会との調和を図るよう努め」について

この文章では会員が「自らと社会」の調和を図るように努力するということになりますが、この文の中では、浮いているように感じます。この部分がなければ、「法令遵守」「安全確保」に関する一文としてすっきりします。

HPの修正版の説明では「社会における調和」を平易な「社会との調和」に直したと書いてありましたが、「社会との調和」が平易な表現とは思いません。あまりに抽象的な表現で、共通理解を得られる言葉ではないと思います。

また、この「調和」は、「自らと社会」ではなく、「原子力技術と社会」の調和に向けて会員は努力せよということではないのでしょうか。この一文に入れ込むのは無理があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.11.29 回答)

ご指摘の通り「社会との調和」とは「原子力技術と社会の調和」の意味も含まれます。ただそれだけでなく、原子力に携わる会員の専門活動と社会との調和の意味もあります。短い文章の中にいろいろな意味を込めましたため、やや判りにくいかもしれませんがご理解ください。

この文は単に「法令遵守」や「安全確保」に努めることはもちろん、社会の一員としてなくてはならないものとなるべきだと主張するものです。「法令遵守」や「安全確保」は社会に悪をなさないという意味で会員が当然行うべき内的な行為への要求ですが、「社会との調和」は社会に善をなすという意味で会員が専門家として進んで社会に働きかけるという外的な行為への要求です。この部分は是非残させていただきたいと存じます。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

芹沢昭示様から頂いたご意見

最初の書き下し部分「・・・誇りと使命感を抱き、・・・」

本学会に会員として登録する人々は多種多様な理由から入会すると思います。この倫理規程に述べられていることは正論であり、理想ですが、匿名希望氏からの質問に代表されるように、100%会員にこの趣旨を規程するにはやや問題があるように思います。会員の多様な考え方も尊重することの必要性は「行動の手引き2-9(現在は2-10)」の延長上にあると思います。この部分の文言がなくても、本倫理規程のよって立つ素晴らしい理念は失われないものと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2007.8.21 回答)

倫理委員会においても、この表現の調子が強すぎる、高い立場からの物言いに感じられるなどの意見はございました。しかし、科学技術者の責任が強く求められる今、誇りと使命

感を抱きつつ業務に向かい合うべきという理想の旗は降ろすべきでないという意見が圧倒的多数でした。この結果を踏まえ、この部分はそのままとさせていただきたいと存じます。なお、同文中に「原子力の平和利用に直接携わる」とありますが、いろいろな立場の会員がいることを考慮し、「直接」は削除することといたしました。

匿名希望Q様から頂いたご意見

文章で最初の所だけが、我々原子力学会会員となっていて、後ろは全て、原子力学会員です。細かいところですが、最初の我々も無くてよいかと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2007.8.21回答)

ここは文頭であり、倫理規程全体に宣誓文的意味合いを持たせるためにも意識的に「我々」を残したいと存じます。

小林勝利様から頂いたご意見

原子力の研究、開発、利用および教育を取り組むにあたり、(公開の原則)のもとに・・・
()を自主、民主、公開の原子力三原則のもとに・・・とする

理由

公開には、自主、民主が前提となることであり、基本法を高らかに謳う必要があります。当然守るべき重点である「原子力三原則」の欠如が原因と思うからです。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2007.8.21回答)

本倫理規程は日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したもので、一部組織が守るべきものも含まれていますが、基本的には個人として守るべきものを並べています。個人として原子力開発にあたり「自主」「民主」の原則を意識せよと言われても、具体的にはどのような行動をすればいいのか難しいのではないかと思います。公開の前提は「自主」「民主」だとも言えますが、個人として気をつけるべきは「公開」であり、それが自主的、民主的原子力開発に結びつくとも言えます。原子力三原則は原子力基本法に明記されていることもあり、倫理規程としては原文のままさせていただきたいと存じます。

2009年修正版策定にあたり頂いたご意見

伊藤大一郎様から頂いたご意見1

「前書き」の今回追加された「・・・倫理的に明快でタイムリーな対応・・・」という表現が、何をイメージされているのかが分り難い気がします。

何か具体的な出来事を想定されているのでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解(2009.11.27回答)

ご指摘の通り「・・・倫理的に明快でタイムリーな対応・・・」という表現が分かりにくいだけでなく、この文章全体が分かりにくかったので、訂正します。以下に訂正した前文すべてを示しますが、下線部がご指摘を踏まえて訂正したところです。

我々日本原子力学会会員は、原子力技術がエネルギーの安定供給や放射線の利用など人類に大きな価値をもたらすが、一方で大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に携わることができる誇りと使命感を抱き、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

我々は、原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の職務と行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会との調和を図るよう努め、法令や規範を遵守し、安全を確保する。

我々は、現代が、科学技術を社会に結び付けている企業ならびに行政、研究、教育等諸機関に、倫理的な活動、とりわけ説明責任を果たせる活動を求めている時代であると認識する。

これらの実践のため、我々は日本原子力学会倫理規程をここに制定する。

前文にこれを追加した意図は、日本において社会が原子力関係者に求めている今日的なものを強調することにあります。もちろん以前から倫理的な活動を求められていたのですが、その要望は今日ますます高まっています。「結果がよければいい」「安全性に影響を与えなければいい」という態度は許されなくなっています。倫理的な活動が求められているだけではありません。その活動の目的・方法・成果等について説明することも求められるようになってきました。説明責任を果たせなければ倫理的活動ではないことを強調しました。この文章を追加するにあたって具体的な事例を念頭に置いたわけではありませんが、原子力界で生じた多くの不適切な行為は、この今日的な社会の要望に応えきれないことを示すものです。「安全性に影響がないのに世間は騒ぎすぎる」と考えたり、「難しくてどうせ理解されないだろうから説明しない」としていないかなど、日本原子力学会会員は真摯に省みるときだとして、今回この文章を追加しました。なお、より具体的なことは行動の手引5-5などに記述してあります。5-5の条文にも説明責任はタイムリーになされねばならない旨を追記しました。ご指摘ありがとうございました。

伊藤大一郎様から頂いたご意見2

社会に受け入れられる、安心を得るためには、何よりも信頼性が必要であるが、昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下しているため、会員個々の行動が信頼を得るしかない困難な時代であるような時代認識も必要ではないでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解(2009.11.27回答)

「昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下している」というご指摘は深く考えると正しいかどうか難しいところです。権威とは自発的に同意・服従を促すような能力や関係のことを言いますが、信頼される組織、信頼される個人こそが真の意味で権威を持った存在となると考えます。威嚇や武力によって強制的に同意・服従させる能力を権力といいます

が、かつて人々を従わせていたのは権威というより権力だったかもしれません。時代認識として倫理規程に書き込むにはやや不明確な認識であり、またこれを特記することで会員にどのような行動を促そうとしているのかもはっきりしませんので、あえて書かないことにさせていただきます。なお、「昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下している」から「会員個々の行動が信頼を得るしかない」とのお考えには賛成できません。組織の信頼を得るよう努力することも、個々人の信頼を得ることと同様に大切なことです。そして信頼される組織や個人は社会から権威ある存在として認められます。信頼獲得のための努力の必要性については、憲章2条や5条などに既に明記しております。